保健福祉課 

# 重度心身障害者の医療費を助成します

(重度心身障害者医療費助成)

重度心身障害者の医療費を助成します。健康 保険から給付がある場合はその金額を控除しま す。保険外診療は助成の対象とはなりません。

#### 象校●

- 身体障害者手帳の等級が1級または2級の方
- 知能指数35以下と判定された方 (療育手帳A1、A2、A所持者)
- 身体障害者手帳の等級が3級で知能指数50 以下と判定された方(療育手帳B1所持者)

#### ●手続きに必要なもの

- 身体障害者手帳/ 療育手帳および児童相談所の判定書
- 健康保険証
- 障害者ご本人名義の預貯金通帳

#### ●申請方法

各医療機関の証明を受けた申請書を役場障 害福祉係に提出

#### 申請期間

医療機関を受診した月の翌月から6か月以内

保健福祉課 **固 国民健康保険係(131·133)** 

## 国民健康保険被保険者証と 後期高齢者医療被保険者証が 8月に更新されます

新しい国民健康保険および後期高齢者医療の被保 険者証を世帯主宛に郵送いたします。お手元に届き ましたら、記載内容と枚数の確認をお願いいたします。 なお、新しい「国民健康保険被保険者証はオレンジ 色|、「後期高齢者医療被保険者証はエンジ色|となっ ています。

新しい被保険者証については、7月中旬に送付し ますがお手元に届くまで時間を要します。8月にな りましても被保険者証が届いていない場合は、お問 い合わせください。

### ※有効期限が過ぎた被保険者証は、ご自身でハサミ などで裁断して処分をしてください。

※新聞などでも報道されておりますが、国ではマイ ナンバーカードと保険証の一体化に伴い、令和6 年秋ごろの保険証廃止に向けて審議・討論がなされ ています。本町におきましても、今後広報紙など で皆さまへ周知いたします。



